

商法改正のポイント

第2回

税理士 富山短期大学名誉教授

日専連専任講師 川中清司

平成一四年四月一日施行分

7 種類株式の改正と トラッキング・ストックの解禁

株式の種類が緩和され、発行可能な株式の種類が増加しました。

たとえば、その例として、無議決権株式は利益配当優先株式に限られていましたが、一般的に発行可能になりました。

次表は一覧にまとめたものです。

	現行法	改正法
無議決権株式	利益配当優先株式に限定	普通株式にも可能
議決権制限株式	不可	可能
議決権制限株式の発行限度	3分の1	2分の1
議決権の復活	商法第242条	定款で規定

一部の議決権の行使ができる株も出せるようになり、たとえば、取締役が誰がなってもかまわないが、配当を余計に欲しいといった株主には、取締役選任の決議権の

ない株をだすことも可能でしょう。トラッキング・ストックとは、利益の配当を、特定の事業部門や子会社の利益などに連動させる株式のことです。

ソニーが、平成一三年一月の臨時総会で、普通株式と区別して子会社連動株式と決めたのもこの例です。

この解禁により投資家は株式会社発行会社の信用を背景としながら、特定の事業部門や子会社の成長を期待するメリットがあり、発行会社は支配権を保持しながら、特定の事業部門や子会社の価値を株価値の形で反映させ、資金調達ができます。

新株発行規制の一部緩和 ↓
譲渡制限会社は授權資本枠(四倍)が自由化されました。

平成一四年五月一日施行分

ここでは主に、次の三つの改正が行われました。

- 監査役機能強化
 - 取締役の責任軽減
 - 株主代表訴訟制度の合理化
- 会社のコーポレート・ガバナンス(企業統治)を強化するねらいから監査役制度の強化を図り、取締役会への出席と意見陳述を義務

8 監査役機能強化・任期の延長

監査役地位と権限を強化するために、取締役会に出席して意見を述べることが義務付けられました。法令や定款に違反する決議を防ぎ、取締役の業務執行が適正に行われるようにするためです。具体的改正点はつぎのようなものです。

(1)任期が従来の三年から四年に改められた。(法一七三二条①)

すべての会社に適用されるもので、定款で短縮も伸ばしもできません。この改正は、監査業務の習熟と、地位の安定をねらったものです。しかし、二期再選すると八年になり長すぎるとの批判もあります。内規で定年制を設ける方法も考えられます。

定款を変更することにご注意ください。

監査役任期を四年とするように定款を変更する必要があります。前にも「額面株式の廃止」ところでも述べたように、法律の改

正に伴うものですから、代表取締役が変更できると解されていますが、やはり、取締役会を開いて、決議により変更することをお薦めします。

(2) 取締役会への出席義務と意見陳述義務が加わった

旧法でも取締役会に出席し意見を述べることができると規定はありましたが、改正法では「取締役会に出席すること、必要あるときは意見を述べることが要す」と義務付けられました。従って、監査役がこれを怠り損害が生じたときは責任を負うこととなります。

(3) 要件強化 大会社の場合(商特法一八条①)

(大会社) 資本金五億円以上、負債二〇〇億円以上。小会社(資本金一億円以下)

会社の区分			
大会社	中会社	小会社	
資本金 五億円以上	中間 一億円以下		
負債額 二〇〇億円以上			

① 社外監査役 半数以上

② 社外監査役は、就任前に会社・

その子会社の取締役、支配人、その他の使用人となったことがない者

(4) 監査役の辞任の意見陳述権(法二七五条の三の二①③)

辞任または解任について株主総会で意見を述べることができず。(大会社では監査役の選任に関して監査役会の同意が必要)

9 取締役の責任軽減

平成五年に株主代表訴訟制度が導入され、企業経営の襟を正すことに役立ちましたが、費用は一律八二〇〇円で、訴訟が増加し請求額もエスカレートしていきましました。

大和銀行ニューヨーク支店で起きた不正事件の代表訴訟で、大阪地裁が約七五〇〇万ドル(九〇〇億円)の賠償命令をだし、神戸精鋼所の総会屋への利益供与の代表訴訟では、元会長らに三億一〇〇

〇万円の賠償など、巨額な損害賠償がしめされておき、経済界からは経営を萎縮させてしまうとの批判も聞かれました。

そこで、先ほどの監査役機能強化(前項8参照)を図りながら、一方では、株主代表訴訟での役員責任の限度を決め、弁済不可能な金額になるのを防止する措置を講じ、つぎのような限度を設けました。ただし、重過失の場合を除かれます。

代表取締役 報酬等の六年分

その他の社内取締役 同 四年分
社外取締役・監査役 同 二年分

軽減の方法は(1)裁判所の判決の後、株主総会の特別決議で額を決められる、(2)事件が起きる前に取締役会で決めるといったもので、総会での議決には、次の開示が必要です。

① 責任の原因・事実と賠償責任の額

② 免除の限度額と算定根拠

③ 免除の理由

なお、株主総会の特別決議は、定款によって、定足数を過半数から1/3に引き下げることが可能となりました。

10 株主代表訴訟

監査役の考慮期間の延長

株主が取締役の責任を追及する際に、まず、会社に対して取締役に対する訴えを起こすように請求します。会社側では、監査役が会社を代表してこれを受け、会社が訴えを起こすかどうか決めます。

その考慮期間が、三〇日から六〇日に延長されました。

経過後は、株主が代表訴訟を提起することができず。会社は、その旨を公告し、他の株主も訴訟

に参加が容易となりました。

平成一五年四月一日施行分

ここでは主に、次のような改正があります。

● 委員会設置会社(アメリカ型経営システムの導入)

● 株式制度の見直し(端株の買増制度、種類株主の取締役の選任権、株券失効など)

● 株主総会招集手続き簡素化

● 取締役の報酬規定

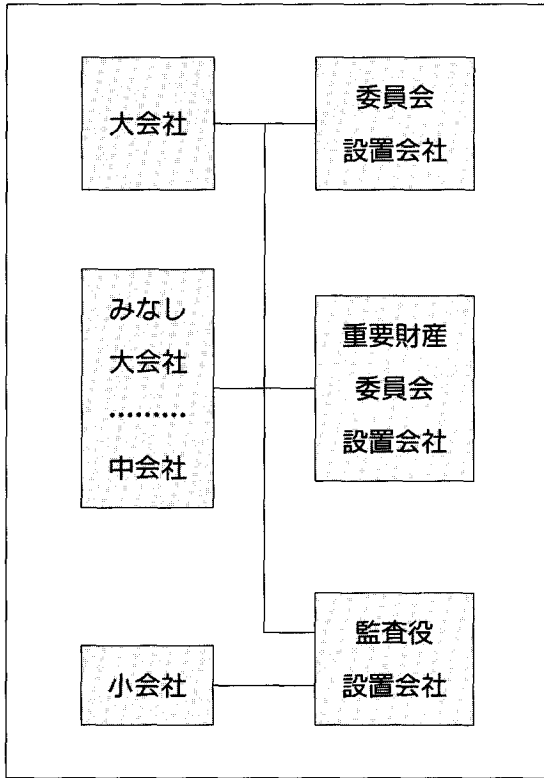
● その他(資本減少手続き、計算規定、現物出資の価格証明など)

これらの改正は、まず、会社の規制を緩和して経営活動を高めるため、株式制度や総会の手続きなどを緩やかにしました。次に、資本の調達を容易にするための株式制度の見直しを図り、そして、最近の会社の不祥事から、経営陣への規制強化をするためのものです。そのあらましを眺めてみましょう。

11 委員会設置会社(選沢制)

平成一四年二月一三日に、法制審議会からコーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する事項を中心とした「商法改正等の一部を

一委員会設置会社と監査役一



改正する法律案要綱」が提出され、五月二二日国会で可決成立し、一五年四月一日から施行されます。

三つの委員会制度と執行役員制度の導入

この制度は、大会社と、中会社で会計監査人の監査を受ける会社に対するもので、定款で定めることにより、次の委員会を設置することがあります。

- (1) 「委員会設置会社」となり、指名・報酬・監査の三委員会を置き、監査役は置けない
- (2) 「重要財産委員会」を設け、重要な財産の処分や多額の借金の

場合は、この委員会で決められる。

委員会制度とは、取締役会が次の三つの委員会を選任し、業務執行を担当する役員（執行役）がセットとなった制度です

- ①指名委員 || 取締役を選任する委員会
- ②報酬委員会 || 具体的な報酬の額を決める
- ③監査委員会 || 監査する
- 監査役を置くことはできません
- 取締役会は、「執行役」に業務執行決定権限を大幅に委譲し、迅速な業務決定を図ります

（取締役会の監督機能を強化します）

- 取締役の任期は一年に短縮されます
- 各委員とも社外取締役が過半数を占めること

業務執行を担当する執行役員は、株主総会ではなく、取締役で構成される各委員会が選任し、各委員会が執行役の業務執行をチェックします。

この委員会制度では、社外取締役が過半数を占めることが必要です。

また、「重要財産委員会」を設けて、重要な財産の処分や多額の借金の場合、この委員会で決めることもできます。この場合には、取締役が一〇人以上で、一人以上の社外取締役であること。委員会には取締役三人以上が必要で、この仕組みは、アメリカ型のガバナンスを導入したものです。

取締役会が不適格と判断すれば社長も解任できます。アメリカ型を導入するか、従来の仕組みを続けるかは、企業の選択に委ねられています。

しかし、日本では、実際に米型に移行する会社は少ないとみられます。

ます。アメリカ型経営の特徴、それは執行と監督を分けることです。中身は、

- (1) 外部から社外取締役を積極的に登用する。

(2) 通常の業務は執行役が担当する。社外取締役を含む取締役会がこれを監視する。

こうして、業務執行と経営監視を明確に区分します。「外部の目」を導入してチェックを強化するものです。

日本でも米型のCEO（チーフ・エグゼクティブ・オフィサー）という「最高経営責任者」を名乗る経営者は増えていますが、アメリカ型経営はあまり選択されていないようです。

日本の特徴として、社内からの「生え抜き」の経営陣を選ぶ傾向があり、社外取締役にふさわしい人材が見当たらないまま、社長の友人など、あまり会社事情に精通していない人を選び、会社のチェックが十分にできないところも多いのが現状といえます。最近では、大学教授、弁護士、消費者代表、を選ぶところが増えていきます。

最近では、アメリカ型経営に疑問の声もかかれます。エンロン、

ワールドコムなどが粉飾決算で巨額に利益を計上し、アンダーセンなどの大型監査法人が関わっていたという大事件で、そうした制度に対する不信感が一挙に増大し、いわゆる、透明性とか、意思決定の迅速性や、コーポレート・ガバナンス（企業統治）にも、疑問視されています。

それよりも、日本の従来の監査役制度を充実させて、日本型コーポレートガバナンスを確立しようという意見が強くみられます。やはり、制度よりも経営陣が、しっかりした倫理観をもつことが求められています。

12 有限会社における改正商法（準用）

これは、平成一三年の商法改正全体を含めた範囲で、有限会社と商法のかかわり（準用されるもの）についての話です。

まず、有限会社の性格から見直しましょう。有限会社は小規模で運営しやすく、中小企業に多い会社です。役員任期も任意で、原任で記載しておけば、そのまま在任できますし、株式会社のよくな年数に定めはありません。

有限会社には、主な特徴が三つ

あります。

(1) 社員（出資者）の総数が五〇人以下であり、資本金の最低限度が三〇〇万円という、小規模な会社であること。

(2) 原始社員の氏名、住所、出資口数が原始定款に記載され、持分を第三者に譲渡するには、社員総会の承認が必要であり、出資証券も認められていない。

(3) 簡素な経営機構。社員総会の決議事項に株式会社のような制限がない。取締役は一人でも良く、複数にして代表取締役を置いても良い。監査役を置くことも任意である。

株式会社の法律は、商法の中で定められていて、株式会社法という名の法律はありません。有限会社については「有限会社法」があります。しかし、商法への準拠規定も多く、今度の商法改正の影響を受けています。

主なものとしては、次のとおりです。

(1) 出資一口金額（五万円以上）の撤廃

(2) 自己持分の取得（会社が自社の出資金を取得すること）、保有

(3) その処分（譲渡など）、消却の承認

条件としては、特別決議（総社員の半数以上で、かつ、総社員の議決権の3/4以上の同意）が必要で、

活用方法としては、自己持分の活用があります。たとえば、社員（出資者）が相続前に会社に持分を売り、会社はそれを買い受けて、その後継者に売却する。あるいは、相続後に持分を取得した者から、会社が自己持分を買い受けて、随時に、後継者に売却することも可能です。

(4) 法定準備金制度の緩和
利益準備金の積立限度額が緩和され、資本金の1/4に達するまで積立が必要ですが、資本準備金と合わせた額となりました。

13 株式制度の見直し

(1) 一株に満たない端数の株のことを端株とよびますが、一三年の改正で廃止となり、その処理方法や買増請求などを決めました。

端株の買増制度 ↓ 端株株主が端株と併せて一株となる端株の売渡を会社に請求できる。会社は自己株式の一部を譲渡でき

る。（定款で規定可能）

(2) 譲渡制限会社では、その種類株

主総会（ほかの種類株主と共同して開く総会を含めます）で、取締役や監査役の選任についての内容の異なった数種の株式を発行することが認められました。種類株主の取締役等の選・解任権 ↓ 譲渡制限会社は、取締役や監査役の選任や解任ができない株式を発行できる。（発行済み株式の1/2以内）

(3) 所在不明の株主の株券や、株券を失った場合の取り扱いが簡単になりました。

所在不明株主の株式売却 ↓ 継続して五年間、通知などが到達しない株主の株は、競売できる。会社が買い受けもできる。（いずれも取締役会の議決）

株券失効制度 ↓ 株券を喪失した者は会社に「喪失登録」の申請ができる。その株式は一年経過すると無効となる。（除権判決によらないで社内で行える）

14 株主総会招集手続きの簡素化

招集期間が短縮され、招集の方法や議決の仕方についても、書面決議を認めるなど簡素化されました。

また、会社は特別決議を必要と

する場合(たとえば、自社株の譲り受けや、定款変更、営業譲渡など商法二三〇条ノ一〇に列挙されています)、その定足数も緩和されました。

●譲渡制限会社は、一週間に短縮できる。

●すべての株主の同意で、招集手続きを経ないで開くことができる。

●取締役または株主から提案があれば、その事項について、書面または電磁的方法で、提案に同意したときは、提案可決とみなすことができる。

●特別決議の定足数の緩和 ↓ 旧法は、議決権の過半数の出席で2/3の賛成

↓ 議決権の1/3以上の株主の出席でその過半数でよい。(定款で規定)

15 取締役の報酬規制の改正

取締役の報酬は株主総会の決議が必要ですが、この内容について金額以外の方法で決めることができます。

↓ 不確定金額(たとえば利益×〇%など)、金銭以外の報酬なども、株主総会の決議で可能。

16 その他

ここでは、資本減少の合理化、計算規程、現物出資の価格証明などの改正についてふれます。

(1) 資本減少手続きの合理化と、債権者保護。

● 資本減少の決議(株主総会の特別決議)を行い、公告し、債権者に通知する。

↓ 減少する資本の額・株主に払戻す金額

● 株式消却は消却株式の種類、数、金額など

● 資本の欠損の補填に充てるときは、さらに、最終B/S(法務省令に定める事項)

● 法定準備金の減少手続き ↓ 株主総会の決議と債権者保護手続きが必要。

(2) 計算関係規定の整備 ↓ 従来の省令(計算書類規則、監査報告書規則……など)を廃止し「商法施行規則」に統一した。

(3) 連結計算書類

大会社に子会社などの連結計算書類の作成と監査を義務化した。

(4) 現物出資の価格証明
現物出資する財産の価格が、相当であることの証明を、弁護士、

公認会計士、税理士などから受けたときは、検査役の選任を裁判所に請求を要しない。

(5) 外国会社

営業所設置義務が廃止されて、債権者保護を目的に、日本における代表者を定めて登記し、B/Sを公告することを義務化。

おわりに

日専連の指向 ― 新しい体制造りと、監査体制の充実を―

今度の商法改正をうけて、日専連がとるべき道は、一つには、一日も早く、監査機能を充実に事故の徹底防止と、経営体質の強化はかること。二つには、株式の多様化を活用して資本調達をスムーズにする。三つには、将来のクレジット業界の展望に立った「株式会社としての企業体構築」をめざすことです。

日専連は、明るい暮らしよい社会を創り、加盟店の繁栄と消費者の生活をしっかりと守るという理念を掲げるすばらしい団体です。各種の委員会や戦略会議が設けられ、確実な運営を目指しています。次の時代を見据えて、現段階の厳しい局面に即応した組織体制を構築されるよう祈ります。